

東洋きもの専門学校
学校関係者評価委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)に基づき設置する学校関係者評価委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任命)

第2条 本校校長が次の各号に掲げるものの内から推薦し、本校設置者である学校法人東洋学園理事長が任命するものとする。

- (1) 本校の専門分野における業界関係者
- (2) 本校卒業生
- (3) 本校在籍する生徒の保護者
- (4) 本校の所在する地域の住民
- (5) 大阪府下の中学校、高等学校の教職員
- (6) 本校との姉妹校関係のある学校の関係者
- (7) 地域の地方公共団体の関係者

(委員の定数)

第3条 委員の定数は3名以上10名以下とする。なお、委員が欠けたときは新たに任命できるものとする。

(委員の服務)

第4条 委員は、本校について学校関係者への理解促進と学校運営の改善を図ることを目的として、本校の自己評価の結果についての評価を行い、その客観性と透明性を高めることとする。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は任命の日から1年とする。
- 2 任期途中で委員辞退があった場合、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任されることが出来る。

(会長及び副会長)

- 第6条 委員会に会長を置く。
- 2 委員会に副会長を置くことができる。
 - 3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、関係校の教職員である委員は、会長及び副会長になることができない。
 - 4 会長は、委員会を代表し、会議を主催する。
 - 5 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議の招集は、会長が、会議の開催場所、日時及び案件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。

3 採決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 会議の案件は、原則公開とする。ただし、法令又は条例により、公開することが出来ないとされている情報、個人に関する情報あるいは法人等の情報で、会議を公開することで、当該個人や法人の正当な利益を害する恐れがあるとき、懐疑の採決でもって非公開とすることが出来る。

(意見の聴取等)

第 9 条 校長は、委員会の会議に出席して説明し、若しくは意見を述べ、又は教職員に説明させ、若しくは意見を述べさせることが出来る。また、会長は、必要と認めるときは、校長・保護者・その他の関係者に対し、意見を求めることが出来る。

(委員の解任)

第 10 条 任命権者は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任できる。

(1) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(2) その他、解任に相当する事由が生じたとき。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は本校において処理する。

(運営に関する事項)

第 12 条 委員会は、この規則ならびに委員会の目的に反しない範囲において、運営に関し必要な事項を定めることが出来る。

付則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。